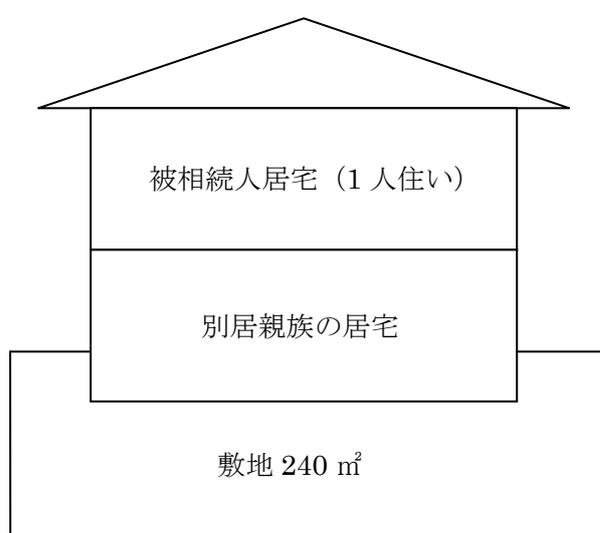


『2010年度版 一目でわかる 小規模宅地特例 100』（平成22年8月10日発行 第1刷・平成22年10月1日発行 第2刷）につきまして追加情報がありますので、参考にして下さい。

【追加情報】

● 二世帯住宅の取扱いについて

〈平成22年改正前の取扱い〉



このケースでは、別居親族がこの土地と建物を取得して「被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者に当たる者である」として申告すれば特定居住用として敷地の全部に小規模宅地特例が適用できました（措通69の4-21なお書き）。

〈平成22年改正後の取扱い〉

平成22年の改正によって、措令第40条の2第2項の改正により1棟の取扱いが廃止されました。

一方、措通69の4-21の改正がありませんでしたので、改正前と同様に申告した場合、上図の被相続人の居住部分については1棟の取扱いが廃止されたことにより小規模宅地特例の適用が受けられないことになりました。

したがって『2010年度版 一目でわかる 小規模宅地特例 100』（平成22年10月1日発行 第2刷）では、別居親族の居住部分に対しての小規模宅地特例の適用ができない取扱いで表示しました。

しかしながら、週刊税務通信 No. 3138（平22.11.8）、No. 3139（平22.11.15）の説明によりますと、別居親族の居住部分も含めて特定居住用として敷地の全部が適用できるとして

います。

この取扱いは文理解釈上では困難と思われませんが、納税者有利の取扱いでもあり積極的に活用したいところです。

ただし、不確定な部分もありますので、このようなケースの取扱いの場合には念のため所轄税務署に確認することをお勧めいたします。